

4. 12月の地球温暖化防止月間における普及啓発活動結果について

平成9年12月に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)を契機として、平成10年度より12月を地球温暖化防止月間と定め、国民、事業者、行政が一体となって普及啓発事業を始め様々な取組を行うことにより、地球温暖化防止に向けた国民運動の発展を図っている。

- セミナー・講演会 (24件)
- 展示 (6件)
- ◇ 実践・調査 (3件)
- ▲ 新聞 (37件)
- ▽ TV・ラジオ (40件)

